

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和3年9月22日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 4件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000765号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100068号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年9月1日から昭和28年4月1日まで

母(訂正請求記録の対象者)の未支給年金の手続を行ったところ、請求期間に係るA社における未統合の被保険者記録が見つかった。

しかし、母のA社における被保険者記録には資格喪失年月日が記載されていなかったことから、年金事務所が定めた認容日(昭和24年9月1日)とされたが、母は、少なくとも同社の事業主が亡くなった昭和28年3月末まで勤務していたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、訂正請求記録の対象者がA社において、昭和24年8月29日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録が確認できるところ、当該資格に係る喪失年月日の欄は空欄となっている上、「全期間に対応する名簿(空欄)全部照合不能台帳 31.11.14 認定」のスタンプ印が押されており、当該印の意味について、日本年金機構B事務センター(以下「B事務センター」という。)は、厚生年金保険被保険者名簿がない表示である旨回答しており、訂正請求記録の対象者の同社における厚生年金保険被保険者記録は、社会保険事務所(当時)で記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

また、B事務センターが保管する事業所記号簿を見ると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことが推認されるどころ、適用年月日は空欄であり、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時期の記載は見当たらない上、商業登記の記録においても、同社における閉鎖登記等の情報がないことから、同社の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、A社において、厚生年金保険被保険者資格を有する者に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、訂正請求記録の対象者のほかに同僚12名(訂正請求記録の対象者の配偶者を除く。以下同じ。)についても資格喪失年月日が記載されていないところ、B事務センターは、当該同僚に係る被保険者資格の喪失に関する資料がなく、調査できない旨回答しており、オンライン記録を見ても、当該同僚に係る被保険者記録はいずれも基礎年金番号に統合又は付番されていないことから、個人を特定することができず、当該同僚から請求期間における勤務状況を確認することができない。

加えて、請求者は訂正請求記録の対象者が所持していた複数の写真、はがき等を提出し、訂正請求記録の対象者が請求期間において、A社に勤務していた旨主張しているところ、同社の関係者と思われる者に照会を行ったが、同社に関する資料はなく、請求期間当時のことは分からない旨陳述しており、これらの資料及び陳述をもって、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認することができない。

また、C市立図書館に所蔵されている「C市電話番号簿（昭和26年版）」及び「C市人名別電話番号簿（昭和28年7月1日現在及び昭和29年6月1日現在）」を見ると、A社に関する記載は見当たらない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、請求者は、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（認容日）を昭和24年9月1日とする処理を不服とし、本訂正請求を行っているところ、厚生年金保険法第28条の3第1項並びに国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針（平成27年厚生労働省告示第42号）第4の規定に基づく「年金事務所段階における訂正処理基準・要領」によると、紙台帳（厚生年金保険被保険者台帳等）に資格喪失年月日の記載がない場合における厚生年金保険の記録の取扱いについては、日本年金機構において、紙台帳に記載のある最後の標準報酬月額翌月1日を認容日（最も早い日の資格喪失年月日）として、請求者（前記要領上の申立人）の同意を得て、年金記録の訂正を行うことができるとされている。

したがって、上記のとおり、本訂正請求時において、訂正請求記録の対象者のA社における勤務状況等を確認又は推認することができないことから、前述の規定に基づき、訂正請求記録の対象者の認容日を昭和24年9月1日とするほかはない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000766号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100069号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和24年8月27日、喪失年月日を同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

昭和24年8月27日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年8月27日から昭和28年4月1日まで

母の未支給年金の手続を行ったところ、父(訂正請求記録の対象者)の請求期間に係るA社における未統合の被保険者記録が見つかった。

しかし、父のA社における被保険者記録についても、資格喪失年月日が記載されていなかったため、年金事務所から当該資格喪失年月日を母の被保険者記録と同様に認容日(昭和24年9月1日)とする旨の説明を受けたが、父も母と共に少なくとも同社の事業主が亡くなった昭和28年3月末まで勤務していたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、訂正請求記録の対象者がA社において、昭和24年8月27日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録が確認できるところ、当該資格に係る喪失年月日の欄は空欄となっている上、「全期間に対応する名簿(空欄)全部照合不能台帳 31.11.14 認定」のスタンプ印が押されており、当該印の意味について、日本年金機構B事務センター(以下「B事務センター」という。)は、厚生年金保険被保険者名簿がない表示である旨回答しており、訂正請求記録の対象者の同社における厚生年金保険被保険者記録は、社会保険事務所(当時)で記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

また、B事務センターが保管する事業所記号簿を見ると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことが推認されるどころ、適用年月日は空欄であり、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時期の記載は見当たらない上、商業登記の記録においても、同社における閉鎖登記等の情報がないことから、同社の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、A社において、厚生年金保険被保険者資格を有する者に係る厚生年金保険被保険者

台帳を見ると、訂正請求記録の対象者のほかに同僚 12 名（訂正請求記録の対象者の配偶者を除く。以下同じ。）についても資格喪失年月日が記載されていないところ、B 事務センターは、当該同僚に係る被保険者資格の喪失に関する資料がなく、調査できない旨回答しており、オンライン記録を見ても、当該同僚に係る被保険者記録はいずれも基礎年金番号に統合又は付番されていないことから、個人を特定することができず、当該同僚から請求期間における勤務状況を確認することができない。

加えて、請求者は訂正請求記録の対象者が所持していた複数の写真、はがき等を提出し、訂正請求記録の対象者が請求期間において、A 社に勤務していた旨主張しているところ、同社の関係者と思われる者に照会を行ったが、同社に関する資料はなく、請求期間当時のことは分からない旨陳述しており、これらの資料及び陳述をもって、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認することができない。

また、C 市立図書館に所蔵されている「C 市電話番号簿（昭和 26 年版）」及び「C 市人名別電話番号簿（昭和 28 年 7 月 1 日現在及び昭和 29 年 6 月 1 日現在）」を見ると、A 社に関する記載は見当たらない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

ところで、前述のとおり、訂正請求記録の対象者、その配偶者及び前述の同僚に係る厚生年金保険の当時の記録がないことの原因として、事業主の届出漏れ、社会保険事務所（当時）による被保険者名簿等への記入漏れ、被保険者名簿等の滅失等の可能性が考えられる。

このような場合、厚生年金保険法第 28 条の 3 第 1 項並びに国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針（平成 27 年厚生労働省告示第 42 号）第 4 の規定に基づく「年金事務所段階における訂正処理基準・要領」によると、紙台帳（厚生年金保険被保険者台帳等）に資格喪失年月日の記載がない場合における厚生年金保険の記録の取扱いについては、日本年金機構において、紙台帳に記載のある最後の標準報酬月額翌月 1 日を認容日（最も早い日の資格喪失年月日）として、請求者（前記要領上の申立人）の同意を得て、年金記録の訂正を行うことができるとされている。

これらを踏まえて、本訂正請求については、A 社の被保険者記録は社会保険事務所における記録管理の不備により、訂正請求記録の対象者の資格喪失処理に係る記録は適正なものとは認められず、訂正請求記録の対象者の紙台帳等により同社に係る資格喪失年月日を確認又は推認することができなかつたことから、前述の規定に準じ、請求者（前記要領上の申立人）の同意が要件とならない本訂正請求における訂正請求記録の対象者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 24 年 8 月 27 日、喪失年月日は同年 9 月 1 日とすることが必要である。

なお、昭和 24 年 8 月の標準報酬月額については、前述の訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳により確認できる標準報酬月額から 4,500 円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100031号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100070号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年5月1日から昭和60年1月1日まで
② 昭和60年1月1日から平成10年7月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した請求期間①及びC社に勤務した請求期間②の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B社人事労政グループは、請求者に係る資料は見当たらず、請求者の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、D健康保険組合の担当者は、請求者の当該組合における加入記録は見当たらない旨陳述している。

請求期間②について、C社は、請求者に係る資料は見当たらず、請求者の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、C社の代表取締役は、社員か外注か覚えていないが、請求者が2年間ほど働いていた感じがするところ、社員として雇用していた場合は、厚生年金保険に関する届出を行っており、年金記録が欠落していることは考えられない旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、昭和60年7月*日に国民年金第1号被保険者となり、請求期間②のうち、昭和62年4月から昭和63年3月までの期間、平成元年4月から平成3年3月までの期間、平成4年4月から平成7年3月までの期間及び平成8年4月から平成9年3月までの期間について、請求者等からの申請による免除承認期間として記録されていることが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間①のA社、請求期間②のC社における厚生年金保険被保険者記録がある者に対する調査を希望していないことから、当該者に事情照会を行わず、請求者に係る当該各期間の勤務実態等を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100066号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100071号

第1 結論

請求者のA法人B事業所における平成16年7月16日の標準賞与額を45万円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月16日

国(厚生労働省)の年金記録を確認したところ、請求期間に支払われた賞与の記録がないことが分かった。請求期間については、賞与振込口座の預金通帳の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A法人から提出された請求者に係る平成16年夏の賞与が記載された給料台帳、請求者から提出された預金通帳及び同法人の経理担当者の陳述から判断すると、請求者は、B事業所から請求期間に賞与の支払を受け、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100032号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100072号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年4月1日から昭和47年10月1日まで
② 昭和47年12月1日から昭和48年4月1日まで

日本年金機構から届いたねんきん定期便を見ると、請求期間①及び②に勤務していたA社B支店における標準報酬月額が自身の記憶する当時の報酬月額の半分程度の額となっているので、当該各期間の標準報酬月額を実際の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を特定することが必要である。

しかしながら、A社は、請求期間①及び②に係る賃金台帳等の資料は保管していない旨回答しており、請求期間①及び②に係る請求者の給与支給額(報酬月額)及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

また、請求期間①のうちA社B支店が厚生年金基金に加入した昭和46年6月1日以降の期間及び請求期間②に係るオンライン記録における請求者の標準報酬月額は、企業年金連合会から提出された中脱記録照会回答の報酬給与額と一致している。

さらに、i) A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が請求期間①における請求者の取得年月日と同日であり、請求者と生年月日の近い女性の資格取得時の標準報酬月額は、2万円又は2万2,000円と記録されていること、ii) 前述の生年月日の近い女性に事情照会したところ、初任給額について回答した16人のうち、12人がA社における初任給を「1万9,000円」と回答していること、iii) 被保険者名簿の標準報酬月額の変遷欄を見ると、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額は、毎年、随時改定(7月)又は定時決定(10月)において、従前の標準報酬月額より4千円から8千円までの範囲で上がっていること、iv) 被保険者名簿において、請求期間②における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の前後に被保険者資格を取得している女性142人について、同名簿における各人の資格取得時の標準報酬月額を見ると、最も人数が多い標準報酬月額は4万2,000円であるところ、当該標準報酬月額は、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額より低額であることを踏まえると、請求者の請求期間①及び②における標準報酬月額が、不自然な記録であるとはいえない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に見合う報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100104号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100073号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和60年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和60年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和60年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年6月30日から同年7月1日まで

A社(現在は、C社)B支店に昭和55年4月1日から昭和60年6月30日まで在職したので、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年7月1日となること、年金記録では、同年6月30日となっている。

私が保管する辞令及び退職証明書により、昭和60年6月末日に退職したことは明らかであるので、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年7月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録、D健康保険組合から提出された健康保険資格証明書、企業年金連合会から提出された中脱記録照会回答並びに請求者から提出された辞令及び退職証明書から判断すると、請求者は、昭和60年6月30日までA社B支店に在職し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の中脱記録照会回答及び請求者のA社B支店における昭和60年5月の標準報酬月額の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000824号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100074号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年9月1日から昭和56年4月1日まで
② 昭和56年4月7日から同年5月2日まで
③ 昭和56年5月13日から昭和57年4月1日まで
④ 平成元年3月1日から平成2年4月1日まで

請求期間①、②及び③について、請求期間①はC社、請求期間②はD社においていずれも臨時講師として、請求期間③はE社の講師としてそれぞれ勤務した当該各期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間④については、B社F支社所属の契約社員として営業職に従事しており、社会保険の適用となる働き方であったにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたので、当該各期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間について、請求対象事業所において厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

請求期間①、②及び③の各期間について、オンライン記録によると、C社、D社及びE社において厚生年金保険に加入する場合、A社が適用事業所となる場合、請求者から提出されたG社が作成したとする履歴書(以下「履歴書」という。)、H社の回答、人事記録等により、請求者は、請求期間①にC社の産休臨時講師及び育休臨時講師、請求期間②はD社の産休臨時講師、請求期間③(ただし、昭和56年8月26日及び昭和57年2月12日は除く。)はE社の講師として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、H社から提出された「公立学校の臨時的任用教職員の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の概要」(以下「臨時講師等の社会保険の概要」という。)を見ると、市町村立小・中学校の産休臨時講師、育休臨時講師、臨時講師、講師等を対象者とする臨時的任用教職員の社会保険・雇用保険の適用については、同社が給与を支給する臨時的任用教職員のうち、昭和63年4月1日以降に発令(延長を含む)がされた者で、2月を超える任用期間のあるものとし、原則、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を併せて適用する旨が記載されている。

また、H社は、「臨時講師等の社会保険の概要」に基づき、請求期間①、②及び③の各期間については、臨時的任用教職員が社会保険の適用を受ける前であるため、請求者の社会保険に関する届出及び厚生年金保険料の控除は行っていない旨回答しており、雇用保険の記録についても、請求者の当該各期間に係る被保険者記録がないことを踏まえると、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、履歴書を見ると、請求期間③のうち、昭和56年8月26日及び昭和57年2月12日については在家庭となっており、H社から提出された前述の人事記録においても、請求者のE社における勤務は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③の各期間に係る厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間④について、雇用保険の記録によると、請求者は、B社（現在は、I社）において、請求期間④の一部の期間を含む平成元年3月24日から平成2年4月12日までの期間について、雇用保険の被保険者であることが認められる。

しかしながら、B社は、請求期間④当時の厚生年金保険に関する資料はなく、同社が管理している人事情報により氏名・生年月日をもとに、請求者に関する情報の有無の確認を行ったが、請求者と一致する者は見付からなかったため、請求者の当該期間における契約内容、社会保険事務所（当時）に対する届出状況、厚生年金保険料の控除状況等は不明である旨回答している。

また、オンライン記録において、請求期間④の始期である平成元年3月1日にB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、連絡先が判明した者に照会したところ、請求者を知っていると回答した者はいなかったため、請求者の当該期間に係る具体的な勤務形態等について確認することができない。

さらに、請求者は、B社に勤務していたときはA職という呼称であった旨陳述しているところ、前述の照会を行った者のうち、自身の雇用形態が請求者と同様のA職（アルバイト）であったとする複数の者から、「雇用保険は入社時から加入していたが、健康保険・厚生年金保険は一定期間経過した後、又は途中から加入していた。」、「正社員の他にA職、GA職（月給アルバイト）に大別されており、A職及びGA職は一定期間経過した後、本人が社会保険の加入を希望し、その後、会社から認められた場合に加入できる状態であったと思う。」旨回答が得られたところ、オンライン記録において、これらの者に係る同社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日を見ると、同社に入社したとする時期及び雇用保険の被保険者資格取得年月日より1年から1年10か月後となっていることから、同社は全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、請求期間④当時にB社が加入していたJ厚生年金基金は既に解散しているところ、当該基金の事務を承継する企業年金連合会、及び現在同社が加入しているK健康保険組合にそれぞれ照会したところ、いずれも請求者の加入記録は確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100035号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100022号

第1 結論

昭和58年10月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年10月から昭和61年3月まで

昭和58年10月頃に役場から通知が届いたので、すぐにA県B郡C町役場に出向き、同町役場の窓口において国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、C町役場の窓口において、アルバイトの収入から数か月分をまとめて納付したことも記憶しており、年金記録に未納があることに納得できないので、調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、請求期間後の昭和61年4月18日にC町において払い出されており、当該記号番号前後の被保険者に係る資格取得日から、請求者の加入手続は同年春頃に行われたものと推認でき、当該加入手続時期は、請求者の主張と符合しない。

また、請求者がこれまでに交付された1冊として所持する前述の記号番号に係る年金手帳を見ると、昭和58年10月1日に国民年金の強制加入被保険者となる記載が確認できることから、請求者は当該記号番号の払出しを契機に同日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられ、同日はC町の請求者に係る国民年金被保険者名簿における資格取得年月日とも一致しているところ、当該被保険者名簿の請求期間に係る検認記録を見ると、国民年金保険料の未納を示す空欄であり、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の納付を確認することができない。

さらに、前述の加入手続時点(昭和61年春頃)において、請求期間のうち、一部の期間に係る国民年金保険料については過年度保険料(国庫金)として納付が可能であり、オンライン記録によると、請求者の記号番号が払い出された後の昭和61年4月21日に過年度納付書が発行された事蹟が確認できることから、同日時点で当該期間に係る国民年金保険料に未納があったことが推認される所、請求者から過年度保険料として納付したとする陳述はない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となる所、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方で氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100083号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100075号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成7年7月20日から同年6月30日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。
平成7年6月30日から同年7月20日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。
- 2 請求者のA社における平成9年4月1日から平成12年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成9年4月から平成10年4月までは24万円を28万円、同年5月から平成12年9月までは24万円を30万円とする。
平成9年4月から平成12年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成9年4月から平成12年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 請求者のA社における平成9年3月1日から同年4月1日までの期間及び同年10月1日から平成10年5月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成9年3月は28万円、同年10月から平成10年4月までは30万円とする。
平成9年3月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)及び同年10月から平成10年4月までの訂正後の標準報酬月額(上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : ① 平成7年6月30日から同年7月20日まで
② 平成9年3月1日から平成12年10月1日まで
請求期間①について、厚生年金保険の記録では、A社における資格取得日が平成7年7月20日となっているが、雇用保険の記録では、同社における資格取得日が同年6月30日となっているので、請求期間①を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。
また、請求期間②について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険の保険料納付額が、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額と相違しているため、請求期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社から提出された労働者名簿、同社の回答、雇用保険の記録及び請求者から提出された給料支払明細書から判断すると、請求者は当該期間において、同社に

正社員として勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間①において、厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、前述の給料支払明細書及びA社の回答から判断すると、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが認められる。

以上のことから、請求期間①については、厚生年金特例法による記録訂正の対象とはならないが、請求者は当該期間において、A社に正社員として勤務していたことが認められることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

したがって、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成7年6月30日に訂正し、同年6月の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書及び日本年金機構の回答により認められる報酬月額に見合う標準報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

- 2 請求期間②のうち、平成9年4月1日から平成12年10月1日までの期間について、前述の給料支払明細書により、請求者が、A社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成9年4月1日から平成12年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成9年4月から平成10年4月までは28万円、同年5月から平成12年9月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、平成9年4月1日から平成12年10月1日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しているが、当該期間について、前述の給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②のうち、平成9年3月1日から同年4月1日までの期間及び同年10月1日から平成10年5月1日までの期間について、前述の給料支払明細書により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額又は上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成9年3月1日から同年4月1日までの期間及び同年10月1日から平成10年5月1日までの期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額から、平成9年3月は28万円、同年10月から平成10年4月までは30万円とすることが妥当である。

ただし、平成9年3月1日から同年4月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)及び同年10月1日から平成10年5月1日までの期間の訂正後の

標準報酬月額(上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。